



令和8年度 加東市立東条学園小中学校スクールバス運行管理業務委託（長期継続契約）

金抜設計書

業 務 番 号 2026097200

業 務 名 令和8年度 加東市立東条学園小中学校スクールバス運行管理業務委託（長期継続契約）

履 行 場 所 加東市天神56番地（東条学園小中学校）ほか

[illegible]

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
令和8年度 加東市立東条学園小中学校スクールバス運行管理業務委託（長期継続契約）							
1	登下校運行	マイクロバス4台	60	月			
	小計						
2	臨時運行（5年）	登下校運行（臨時便）	96	便			
		登下校運行（休日）	80	日			
		目的外運行（平日）	2,440	時間			
		目的外運行（休日）	120	日			
	小計						
					合計		

**令和 8 年度 加東市立東条学園小中学校スクールバス
運行管理業務委託（長期継続契約）仕様書**

この仕様書は、スクールバス運行管理業務委託の概要を示すものであって、受託者は現状に応じ、ここに記載されていない事項については、加東市と協議の上、誠意をもって行うものとする。

- 1 履 行 期 間 令和 9 年 1 月 1 日～令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日（6 0 箇月）
- 2 運 行 日 数
 - （1）登下校運行：年間 2 0 0 日程度
 - （2）目的外運行：必要都度※校外学習等の行事に伴い、別途発注者が指定する日・回数において運行するものとする。
- 3 管理車両保管場所 東条学園小中学校駐車場
- 4 管 理 車 両
 - 原則として 4 台（リース車両 3 台、購入車両 1 台）
 - トヨタ コースター L X
 - 令和 3 年式製 乗車定員 2 9 名
 - オートマチックトランスミッション車
- 5 運行管理基準時間 登校日の児童生徒の登下校基準時間
 - 午前 7 時 0 0 分～午前 8 時 0 0 分
 - 午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分※ただし、学校行事等の都合により、運行管理の時間を変更することがあります。
- 6 業 務 内 容
 - （1）登校日の児童生徒の登下校時の送迎（以下「登下校運行」という。）
 - ※状況に応じてアフタースクールヘピストン運行を実施するものとする。
 - （2）管理車両の点検整備（法定定期点検を含む。）及び修理全般（オイル、燃料その他消耗部品交換一切を含み、1 0 万円を超える点検整備が必要な場合は、別途、発注者と協議するものとする。）
 - （3）管理車両の事故処理（任意保険加入に係る事務（詳細は 11（6）を参照）、損害賠償事務を含む）に関する事項。
 - （4）管理車両の事故・故障の際の代車の手配
 - （5）市担当者の立会いの元、運行開始日までに行う、登下校の全運行経路の確認・試走（受託者の責任において乗車定員 2 9 名のマイクロバスを手配すること。）

- (6) 運行経路は、毎年 3 月に状況に応じて、加東市と協議し、翌年度の運行経路を決定する。なお、児童生徒の居住地変更や新規利用者の発生に伴い、運行距離の延長または運行する管理車両の台数の見直しを行う可能性があることをあらかじめ了解するものとする。
- (7) 前各号に掲げる業務に付随する業務、その他管理車両の管理運行に必要な一切の業務（スタッドレスタイヤ、夏用タイヤの保管（タイヤ 24 本分）、脱着（組み換え）作業に係る費用を含む。ただし、タイヤ本体等の物品は市が支給するものとする。）
- (8) 学校行事や部活動等に伴う、上記以外の臨時運行及び目的外運行（以下「目的外運行等」という。）の実施に関すること。

7 運 転 者	4 名
8 基 準 走 行 距 離	登下校運行 163.2 km × 200 日 = 32,640 km（別紙参照） ※原則として下校便は 2 往復とする。
9 委 託 管 理 料	(1) 登下校便委託料は月額単価で支払う。 (2) 6（8）に規定する目的外運行等を実施した場合の委託料は、入札時に受託者が応札した各区分（登下校運行 臨時便／休日、目的外運行 平日／休日）の単価に実績を乗じて算出した額を別途精算するものとする。なお、具体的な運行の指示、端数の処理および請求・支払い手続きの詳細については、発注者と協議の上決定する。
10 入 札 ・ 契 約	(1) 入札においては、本仕様書及び設計書の予定総額に基づき登下校運行および目的外運行等を含めた税抜きの 5 年総額を記載するものとする。 (2) 総額は、各単価予定数量の積み上げで積算すること。 (3) 契約にあたっては、登下校運行、目的外運行等共に単価契約とし、目的外運行等については応札業者が提示した単価とする。
11 そ の 他 の 事 項	(1) 業務管理責任者を定めるとともに、運転手はできる限り固定すること。また、代務運転手を用意すること。 (2) 運行日において、運転手のアルコール及び健康管理に関するチェックを行い加東市へ報告すること。

- (3) 登下校運行の経路は、別紙「東条学園スクールバスルート運行便別距離一覧表」による。
- (4) 設計書・当初契約では、消費税相当額を10%で積算、契約締結を行うが、税法の改正により消費税率が変動した場合には、該当改正税法施行日以降において業務に応じた消費税等相当額は、変動後の税率により計算した額とする。
- (5) この仕様に定めのない事項及びこの仕様に関して疑義が生じたときは、加東市、受注者双方協議して決定するものとする。
- (6) 車両保険は時価、対人賠償については無制限、人身傷害補償は1人につき3,000万円、1事故3,000万円×定員数、対物賠償については1事故につき無制限を最低限とする。
- (7) 設計書の目的外運行の予定数量は過年度の実績に基づく見込み数量であり、実際の運行実績は当該数量と異なる場合があるものとする。

東条学園スクールバスルート運行便別距離一覧表

【通常登校便】

登校便	バス	乗降場所	距離(単距離)Km	距離(累計)Km
登校1便	1号車	東条学園小中学校	0	0
		蔵谷公民館	7.9	7.9
		大畑公民館	1.6	9.5
		東垂水公民館	1.2	10.7
		旧新定公民館	1.7	12.4
		東条学園小中学校	2.6	15
	2号車	東条学園小中学校	0	0
		松沢公民館	5.3	5.3
		厚利公民館	0.8	6.1
		嬉野東	2.2	8.3
		小沢公民館	1.1	9.4
		東条西ふれあい館	1.5	10.9
		東条学園小中学校	3.4	14.3
	3号車	東条学園小中学校	0	0
		インター入口	2.5	2.5
		永福台入口	2.4	4.9
		貞守公民館	2.4	7.3
		東条学園小中学校	2.8	10.1
	4号車	東条学園小中学校	0	0
		黒谷東条湖	3.6	3.6
		古家公民館	2.0	5.6
		西戸公民館	1.3	6.9
		少分谷公民館	2.7	9.6
		東条学園小中学校	4.6	14.2
登校合計		1便4台		53.6

【通常下校便】

下校便	バス	乗降場所	距離(単距離)Km	距離(累計)Km
下校1便	1号車	東条学園小中学校	0	0
		旧新定公民館	4.4	4.4
		東垂水公民館	0.6	5
		大畑公民館	1.2	6.2
		蔵谷公民館	1.6	7.8
		東条学園小中学校	7.9	15.7
	2号車	東条学園小中学校	0	0
		東条西ふれあい館	3.4	3.4
		嬉野東	2.6	6
		小沢公民館	1.1	7.1
		厚利公民館	0.8	7.9
		松沢公民館	0.8	8.7
		東条学園小中学校	5.3	14
	3号車	東条学園小中学校	0	0
		アフタースクール	1.4	1.4
		貞守公民館	1.8	3.2
		永福台入口	2.4	5.6
		インター入口	2.4	8
		東条学園小中学校	2.5	10.5
	4号車	東条学園小中学校	0	0
		アフタースクール	1.4	1.4
		少分谷公民館	3.6	5
		西戸公民館	2.7	7.7
		古家公民館	1.3	9
		黒谷東条湖	2	11
		東条学園小中学校	3.6	14.6
	下校合計		1便4台	54.8

※下校便は計2往復を運行とすること。